

受験番号	
------	--

産業衛生専攻医認定試験にあたっての注意事項

- 1) 試験問題は○×方式の100題です。
- 2) 試験時間は60分です。
- 3) 解答用紙に受験番号を記入してください。
- 4) 試験終了後にこの冊子は回収します。

第 34 回 産業衛生専攻医認定試験

試験問題

2024 年 5 月 23 日

日本産業衛生学会専門医制度委員会

1. 職場巡視と衛生委員会の構成員になることは産業医の法的義務である。
2. ドラフトチャンバー型フードは、囲い式フードに分類される。
3. Threshold Limit Values-Ceiling (TLV-C) とは、毎日繰り返し曝露してもほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がないと考えられる化学物質の空气中濃度として、米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) により定義されたものをいう。
4. 職場巡視の際に問題点を見つけたときは、事業場の下承がなくともすばやく写真にとるように心がける。
5. 歯科医師による健康診断の実施義務が課された事業場でも、産業歯科医の選任義務はない。
6. 労災保険は労働者を 5 人以上使用する事業所を対象とする。
7. 職場の温熱環境は、気温、湿度、気流の 3 つの温熱要素の影響を受けている。
8. ストレスチェックを実施した事業所における集団的分析は努力義務である。
9. 我が国における自殺者数は、令和元年から令和 4 年の間に減少している。
10. 健康増進法では学校や病院は第一種施設であり、原則敷地内禁煙となっている。
11. トリレンジイソシアネート (TDI) は気道感作性が認められる。
12. 事業者は、給食従業員の検便は月に 2 回以上実施しなければならない。
13. 坑内における業務は常時 500 人以上の労働者を従事させる場合、専属産業医を選任する必要がある。
14. 有害物によるアレルギーは、個人差があっても量-反応関係が成立しやすい。
15. 事務所衛生基準規則では、一般的な事務作業における照度を 300lx 以上にすることが定められている。
16. 産業保健総合支援センターでは、すべての疾患を対象として治療と仕事の両立支援に関する事業を行っている。
17. 令和元年以降の定期健康診断の有所見率は 50% を超えている。
18. プライバシーマーク制度は、日本産業規格に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定する制度である。
19. ストレスチェックは精神疾患の早期発見を目的とする。
20. カドミウム等を取り扱う業務における健康診断では、一次健診項目として門歯又は犬歯の検査が含まれる。
21. 鉛業務に常時従事する労働者に対する尿中マンデル酸の測定は、鉛中毒予防規則で義務付けられている。
22. 特定業務従事者の健康診断においては、胸部エックス線検査および喀痰検査は、医師が必要でないとき認めるときは省略することができる。
23. 海外派遣労働者について、事業者は帯同家族についても派遣前健康診断を実施する義務がある。

24. ストレスチェックでは、高ストレス者と判定された全ての労働者に医師による面接指導が義務付けられている。
25. 聴覚保護具の使用が必要になるのは、等価騒音レベルが 85dB(A) 以上の場合である。
26. 専門的人材がない場合の化学物質の簡易的なリスク評価法として、コントロールバンディングがある。
27. 塗装作業のように粉じんと溶剤蒸気が両方発生する場合は、防じん機能を優先して保護具を選択する。
28. 我が国のリスク要因別の関連死亡者数（2019 年）は、高血圧が最も多く、次いで喫煙となっている。
29. Bq（ベクレル）は放射能の量を表す単位で、Sv（シーベルト）は被ばくによる生物学的影響の大きさ（線量当量）の単位である。
30. 1 日 4 時間以上情報機器作業を行い、作業中は常時ディスプレイを注視する必要がある労働者に対して、事業者は情報機器作業健康診断を半年ごとに実施する義務がある。
31. 勤務時間中の休憩は、労働から離れて自由に利用できることが保証されているため、過ごし方を制限してはならない。
32. 高齢者はがんに罹患する可能性が高いため、がん原性物質を取り扱う作業に配置してはならない。
33. 労働安全衛生マネジメントシステムの特徴のひとつは、労働災害の潜在的危険性の軽減を可能にすることである。
34. 雇入れ時の健康診断は、採用決定前に行われるものである。
35. 身体障害は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付によって認定される。
36. 50 人未満の労働者を使用する事業所が、健康診断結果の医師の意見聴取を地域産業保健センターに依頼した。
37. 防じんマスクの選択においては、区分と性能が最も重要なため、可能な限り高性能なマスクを選択することを積極的に勧めるのが良い。
38. 有機溶剤等健康診断で眼底検査が必須となっている有機溶剤は、N,N-ジメチルホルムアミドである。
39. 「こころの耳」とは、労働者のメンタルヘルスのための、民間が開設したポータルサイトである。
40. 休憩時間や交替勤務制などに関する助言・指導は、労働衛生の 3 管理のうちの作業管理に含まれる。
41. 事業所で新規に化学物質を使用する際に、有害性や測定方法、適切な保護具の選定などの情報について最寄りの産業保健総合支援センターに相談すると、有料で対応してくれる。

42. 事業主は使用する労働者が業務上の災害を負った場合には、労働安全衛生法に基づく災害補償責任を負うことになる。
43. 使用者の安全配慮義務は、危険予知義務、危険回避義務、本人への伝達義務、再発防止義務の4つで構成されている。
44. 減圧症は、高気圧環境からの不適切な減圧により、組織中におけるガス成分の溶解度の急激な増大が起こり発症する。
45. 業務上疾病の内容として、労働安全衛生規則で定める「細菌、ウイルス等の病原体による疾病」が含まれる。
46. 超音波にさらされる業務による手指などの組織壊死は法令に定める業務上疾病である。
47. 医師の時間外労働規制における特定労務管理対象機関は、労働安全衛生法で定められている。
48. リスクアセスメントの実施は、危険性又は有害性の特定、情報の入手、リスクの見積りの順に行う。
49. 労災保険の二次健康診断等給付制度では、定期健康診断の直近の血圧、血中脂質、血糖、腹囲またはBMIの4項目すべてに異常所見があると診断された労働者だけが受けることができる。
50. 労働者は健康診断を受診する義務が労働安全衛生法に規定されている。
51. 産業医が行った従業員の健康相談はその記録の取り扱いが労働安全衛生法で規定されている。
52. 母性健康管理指導事項連絡カードとは、妊産婦である女性労働者から事業主へ主治医等が行った指導事項の内容を伝えるための文書である。
53. 安全管理者は、法令上週1回以上作業場等を巡視することが定められている。
54. 1,2-ジクロロプロパンを取り扱う業務に2年以上従事した経験を有する者は健康管理手帳の交付対象となる。
55. 騒音の測定では、騒音計を床から1.2～1.5mの高さにして測定する。
56. 酸素欠乏危険場所における作業やX線装置を用いた写真撮影の業務などに従事する労働者には、特別の教育が必要である。
57. 有機溶剤を扱う労働者において、直近2回の作業環境測定が第1管理区分で、直近2回の健康診断で新たな異常がない場合は、特殊健康診断の頻度を6か月に1回から年1回に緩和できる。
58. 傷病で休業している労働者の職場復帰にあたり、産業医は助言を行い、就業上の措置を決定する権限を有する。
59. 結核の接触者調査は2年間にわたり行われる。
60. ノロウイルス感染症は、直ちにその氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届けなければならない。

61. クロム酸等を取り扱う業務における特殊健康診断項目のうち、鼻中隔穿孔の有無の検査は医師が必要と認めた場合に実施される。
62. パワーハラスメントは労働者のメンタルヘルス不調と関係が深いいため、産業保健スタッフも教育などの予防対策に関与することが望ましい。
63. 知的障害は「知的障害者福祉手帳」により障害者と認定される。
64. 一般疾病のうち、作業環境によってその疾病の自然経過より急速に発症がみられたり、病勢が増悪したりする疾患を職業病という。
65. 作業環境測定は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行う。
66. ベリリウムは、肺がんとの関連が認められることから、特定化学物質の第 1 類物質に指定されている。
67. 特定化学物質障害予防規則の規制対象外の物質は有毒性が低いと判断できる。
68. 産業保健総合支援センターは、全国 47 都道府県に設置されている。
69. 労働衛生機関の評価は労働基準監督署が行っている。
70. 電気溶接作業では紫外線が発生するため保護眼鏡を着用する必要がある。
71. ろ過式呼吸用保護具は酸素濃度が 18%未満の環境でも使用可能である。
72. 産業保健活動における学術研究は、事前に研究倫理を審査する倫理委員会に諮る必要がある。
73. 騒音性難聴は可逆性である。
74. 所定労働時間外に特殊健康診断を実施した場合は時間外割増賃金を支払わなければならない。
75. 事業者が健康診断後の事後措置を行う義務は、労働安全衛生法により規定されている。
76. 職場巡視中は労働者の顔色、動作の活発さ、声の出し方など産業医の主観が入る情報は観察しない。
77. 局所排気装置等の安全衛生施設や設備が万全であれば労働衛生教育の実施は免除される。
78. 業務上の事由または通勤による傷病により療養のため休業する際には、賃金を受けない日が 4 日以上続く場合に、4 日目から休業給付を受けることができる。
79. 特定健康診査の実施者は事業者である。
80. 安全データシート（SDS）には、GHS 分類に該当する場合は、危険有害性が分かるピクトグラム（絵表示）を付けることが求められている。
81. 労働安全衛生法に違反して産業医の選任を行わない事業者に対しては、罰則の適用がある。
82. 事務所における衛生基準を定めた法令には、事務所衛生基準規則の他、特定建築物を対象とした建築物衛生法がある。
83. ベンゼンは特別有機溶剤である。

84. 派遣労働者の一般健康診断の実施義務は派遣先事業者にある。
85. いちごやすもも等の果実の摂取により、トルエンの代謝物である馬尿酸が尿中に排泄される。
86. 短時間労働者において 1 週間の労働時間が同種の通常労働者の 1 週間の所定労働時間の 2 分の 1 以上であれば健康診断の実施義務がある。
87. 事業所規模が小さくなるに従い、労働災害発生率が高くなるのは、有害業務の実施率が高い、大企業の回避する部門が多いなどの理由による。
88. 労働安全衛生法では、事業者が受動喫煙防止対策を講じることを努力義務として規定している。
89. 局所排気装置のフードは発生源からできるだけ遠ざけ、可能な限り発生源を覆う。
90. 37 歳の労働者 X の一般健康診断の尿検査を、医師の判断で省略した。
91. 安全衛生委員会の議事録は、5 年間の保存義務がある。
92. 胸膜中皮腫は、じん肺法施行規則で、じん肺症の合併症のひとつとして規定されている。
93. 労働安全衛生法で規定されている産業医の職務に、事業場内診療所での診療行為は含まれていない。
94. 事業所で就業中の産業医について、専門外の救急業務が発生した場合は、医師法の応召義務の適用外である。
95. 事業者には、3 か月以上海外に派遣される労働者について、労働安全衛生規則により派遣前後の健康診断の実施が義務付けられている。
96. 振動障害対策として、振動工具の振動値を 2 軸で評価し、日振動ばく露限界値を超えないように使用時間を短くする対策が必要である。
97. 作業環境測定の結果が第 3 管理区分であるとき、当該単位作業場所の気中有害物質濃度の平均は管理濃度を越えている。
98. 生物学的半減期が短い物質では、ばく露後直ちに試料を採取することが望ましい。
99. 傷病休業からの職場復帰では、適切な可否判定には正確な診断名と詳細な治療内容が必須であるため、主治医・本人・産業医・会社の四者で情報共有することが望ましい。
100. 有機溶剤中毒予防規則では局所排気装置の囲い式フードの制御風速は 0.4m/s である。